

働きながら妊娠・出産・育児をするあなたへ

職場でマタハラ、受けてませんか？

厚生労働省 群馬労働局雇用環境・均等室

妊娠・出産・育児休業等を理由に、**解雇**や**パートへの契約変更**など不利益な取扱いを行うことは、「**違法**」です。

たとえば①

妊娠を報告したら、正社員からパートに降格させられた!!

たとえば②

上司から、「パートに産休は無い」といわれ、退職を迫られた!!

たとえば③

育休から復帰しようとしたら、「戻り先は無い」と言われた!!



マタハラかも?と思ったら、ひとりで悩む前にご相談ください



妊娠・出産・育児休業等を理由とする、**上司や同僚からの嫌がらせ等**（いわゆる**マタハラ・パタハラ**など）を防止するための措置を講じることが**事業主に義務付け!**（改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法 - 平成 29 年 1 月 1 日施行）

妊娠・出産・育児に関して、よくある相談を紹介します!

妊娠中に利用できる制度

Q: つわりがひどくて大変。会社に相談したら、「通常の勤務をしてくれないと困る」と言われてしまうし…

A: つわりなど妊娠中の症状について医師から指導を受けた場合、それを会社に伝えることで必要な措置を受けることができます（勤務時間の短縮や休業等）。ほとんどの母子健康手帳に掲載されている「母性健康管理指導事項連絡カード」を利用しましょう!

また、妊娠中は、会社に対して、時間外労働、休日労働、深夜業の免除の請求や、他の軽易業務への転換の請求をすることができます。

産前産後休業・育児休業

Q: パートや派遣、契約社員でも産休や育休を取れる?

A: 産前産後休業は全ての女性労働者が取得できます。育児休業は、有期契約労働者の方でも、以下の基準を満たせば取得できます。

- ① 申出時点で過去 1 年以上継続して雇用されていること。
- ② 子が 1 歳になった後も雇用継続の見込みがあること。
- ③ 子が 2 歳になるまでの間に雇用契約が更新されないことが明らかでないこと。



法改正により以下の要件に緩和（平成 29 年 1 月 1 日施行）。

- ① 申出時点で過去 1 年以上継続して雇用されていること。
- ② 子が 1 歳 6 か月になるまでの間に雇用契約がなくなることが明らかでないこと。

復職後の両立支援制度

Q: 保育園の送迎のため、勤務時間を短縮したいのですが、会社が認めてくれません…

A: 子どもが 3 歳になるまで、所定労働時間を 6 時間に短縮する短時間勤務制度を利用できます。また、残業を免除してもらうことも可能です。

Q: 子どもが病気になったとき、会社を休めるか心配です…

A: 子の看護休暇として、小学校就学前の子が 1 人の場合は年 5 日（2 人以上の場合は年 10 日）、休むことができます。（有給が無給かは会社の定めによる）

ご相談・お問合せは
こちらへ



群馬労働局 雇用環境・均等室（匿名でも大丈夫・無料です）
TEL 027-896-4739

〒371-8567 前橋市大手町 2-3-1 前橋地方合同庁舎 8 階 受付 8 時 30 分～17 時 15 分（土日祝日・年末年始除く）



妊娠から復職後までの詳しい流れについて、裏面もご覧ください。

